

〇〇商店会会則

(目的)

第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行うことにより、会員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて地域経済の発展と公共の福祉の増進に資すること目的とする。

(名称)

第2条 本会は、〇〇商店会と称し、事務所を会長宅に置く

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商店街の振興に資するイベントの実施
- (2) 官公庁、文京区商店街連合会、その他関連団体との連絡調整
- (3) 会員の親睦を図る事業
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第5条 役員は、総会において会員から選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- 3 会計は、会計事務を司る。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再選を妨げない。

- 2 欠員によって補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会招集)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要であると認めた際に、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第10条 総会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算案及び事業計画
- (2) 決算及び事業報告
- (3) 規約の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他必要な事項

(総会の議事)

第11条 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)にて成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の際は、議長の決するところによる。

(役員会の審議事項)

第12条 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 事業の計画及び運営に係る事項
- (3) 総会から委任された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年〇月1日に始まり、翌年〇月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第14条 本会の会費は、月額〇〇円以上とし、役員会が会員の承認を経て定める。

2 役員会は、第3条の事業を行うため、必要な経費を徴収することができる。

(運営)

第15条 本会則に定めるものほか、本会の運営について必要と認める事項については、役員会の議を経て会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和〇年〇月〇日より適用する。